

令和 5 年 6 月 7 日 開 会

⑤

令和 5 年 第 2 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 2 綴)

茨 城 県

目 次

- 1 教育委員会委員の任命について 1
- 2 収用委員会委員の任命について 2

1 教育委員会委員の任命について

教育委員会委員（定数6）のうち、内藤學氏が令和5年7月14日付をもって任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。

幡 谷 史 朗

昭和38年2月5日生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	昭和60年	3月	専修大学経営学部卒業
職 歴	昭和60年	4月	東京トヨペット株式会社入社
	昭和63年	1月	茨城トヨタ自動車株式会社入社
	平成16年	5月	茨城トヨタ自動車株式会社代表取締役社長
	平成18年	6月	特定非営利活動法人雇用人材協会理事長
	平成19年	5月	株式会社トヨタレンタリース茨城代表取締役社長
	平成23年	4月	茨城県産業教育振興会副会長
	平成28年	6月	一般社団法人茨城県経営者協会副会長
	令和 3年	5月	トヨタカローラ南茨城株式会社代表取締役社長
	令和 4年	2月	茨城県自動車販売店協会副会長
	令和 4年	2月	一般社団法人日本自動車販売協会連合会茨城県支部副支部長
	令和 4年	11月	更生保護法人有光苑理事

【任命理由】

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、教育長及び6人の委員をもって組織される。

候補者は、企業を経営するとともに、特定非営利活動法人理事長や更生保護法人理事を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

教育委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、教育委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

2 収用委員会委員の任命について

収用委員会委員（定数7）のうち、宮内久江氏及び水柿重壽氏が令和5年7月14日付をもって任期満了となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

水 柿 重 壽

昭和26年6月18日生



現住所	茨城県筑西市
学 歴	昭和43年 5月 下館第一高等学校中退
職 歴	平成15年 5月 明野町農業委員会委員
	平成17年 3月 筑西市農業委員会委員
	平成28年 9月 筑西市農業委員会会長
	平成28年 9月 茨城県市農業委員会会長会副会長
	平成28年10月 一般社団法人茨城県農業会議副会長
	平成29年 7月 茨城県収用委員会委員（2期）

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、農業委員会委員として農地の利用調整の経験を有するとともに、筑西市農業委員会会長や一般社団法人茨城県農業会議副会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

皆 川 摩 澄

昭和 3 6 年 2 月 5 日生



現住所	茨城県日立市		
学 歴	昭和 5 5 年	3 月	北海道ビジネス専門学校卒業
職 歴	昭和 5 5 年	4 月	日立電線株式会社入社
	平成 1 2 年	5 月	皆川社会保険労務管理事務所入所
	平成 2 4 年	5 月	社会保険労務士法人葵経営入所
	平成 3 1 年	3 月	株式会社 A O I コンサルティング代表取締役
	令和 3 年	5 月	公益社団法人日立法人会理事
	令和 4 年	5 月	日立商工会議所女性会会長
	令和 4 年	7 月	日立市中小企業振興会議委員
	令和 4 年	9 月	茨城県商工会議所女性会連合会副会長
	令和 4 年	1 0 月	日立市行財政改革推進会議委員

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第 5 1 条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7 人の委員をもって組織され、2 人の予備委員を置いている。

候補者は、茨城県商工会議所女性会連合会副会長や日立市行財政改革推進会議委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

収用委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。